

新旧対照表（千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則の一部改正）

改正前	改正後
<p>第1条～第2条 略</p> <p>（使用許可等）</p> <p>第3条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市コミュニティセンター施設使用許可書（様式第2号）を、許可しないときは千葉市コミュニティセンター施設使用不許可通知書（様式第3号）を、申請者に交付するものとする。</p> <p>2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、コミュニティセンターの体育館、柔道場、剣道場、プール又はトレーニング室（以下この項において「スポーツ施設」という。）を <u>使用しようとする者は、千葉市コミュニティセンタースポーツ施設 使用券（様式第14号）を購入することにより、使用許可を受けるものとする。この場合において、所定の使用時間を超過して当該スポーツ施設を</u> <u>使用しようとする者は、当該超過時間分の千葉市コミュニティセンタースポーツ施設</u> <u>使用超過券（様式第15号）を購入するものとする。</u></p> <p>第5条・第6条 略</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法による手続）</p> <p>第7条 第2条第1項に<u>規定する申請</u>は、千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年千葉市条例第4号）<u>第3条第1項から第3項までの規定により、同条例第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>第8条 （略）</p> <p>（利用料金の返還）</p> <p>第9条 条例第14条ただし書に規定する規則で定める場合及びその場合に係る<u>還付</u>の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>使用期日の7日前まで</u> に使用の取消しを届け出た場合 <u>8割</u></p> <p>第10条～第19条 （略）</p> <p>附則 （略）</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>（使用許可等）</p> <p>第3条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市コミュニティセンター施設使用許可書（様式第2号。<u>以下「使用許可書」という。</u>）を、許可しないときは千葉市コミュニティセンター施設使用不許可通知書（様式第3号）を、申請者に交付するものとする。</p> <p>2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、コミュニティセンターの体育館、柔道場、剣道場、プール又はトレーニング室（以下この項において「スポーツ施設」という。）を<u>個人使用しようとする者は、千葉市コミュニティセンタースポーツ施設個人使用券（様式第14号）を購入することにより、使用許可を受けるものとする。この場合において、所定の使用時間を超過して当該スポーツ施設を個人使用しようとする者は、当該超過時間分の千葉市コミュニティセンタースポーツ施設個人使用超過券（様式第15号）を購入するものとする。</u></p> <p>第5条・第6条 略</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法による手続）</p> <p>第7条 第2条第1項、<u>第3条第1項及び第4条から第6条までに規定する手続は、千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年千葉市条例第4号）</u><u>第3条及び第4条</u>の規定により、同条例第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>第8条 （略）</p> <p>（利用料金の返還）</p> <p>第9条 条例第14条ただし書に規定する規則で定める場合及びその場合に係る<u>返還</u>の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>使用者がその使用許可に係る使用を開始する時間前に使用の取消しを届け出た</u> 場合 <u>全額</u></p> <p>第10条～第19条 （略）</p> <p>附則 （略）</p>

様式第1号～第13号 (略)

様式第14号

様式第14号	
No.	No.
千葉県コミュニティセンター スポーツ施設使用券控	千葉県コミュニティセンター スポーツ施設使用券
一般 中・高校生 小学生以下 2時間 円 指定管理者	2時間 円 (1人1回当日限り) 指定管理者

様式第15号

様式第15号	
No.	No.
千葉県コミュニティセンター スポーツ施設使用超過券控	千葉県コミュニティセンター スポーツ施設使用超過券
一般 中・高校生 小学生以下 1時間 円 指定管理者	1時間 円 (1人1回当日限り) 指定管理者

様式第1号～第13号 (略)

様式第14号

様式第14号	
No.	No.
千葉県コミュニティセンター スポーツ施設個人使用券 控	千葉県コミュニティセンター スポーツ施設個人使用券
一般 中・高校生 小学生以下 2時間 円 指定管理者	2時間 円 (1人1回当日限り) 指定管理者

様式第15号

様式第15号	
No.	No.
千葉県コミュニティセンター スポーツ施設個人使用 超過券控	千葉県コミュニティセンター スポーツ施設個人使用 超過券
一般 中・高校生 小学生以下 1時間 円 指定管理者	1時間 円 (1人1回当日限り) 指定管理者

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の第3条第2項、第7条及び第9条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る許可、許可の手續及び利用料金の返還について適用し、同日前の使用に係る許可、許可の手續及び利用料金の返還については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。